

令和2年（2020年）10月30日

各指定地方公共機関の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えた
相談、診療、検査体制の整備について（通知）

このことについて、熊本県では、熊本県医師会等と連携し、季節性インフルエンザの流行期において発熱患者等が大幅に増加し、診療や検査の需要が急増した場合においても、万全な医療が提供できるよう、発熱者等の相談、診療、検査に係る体制整備を進めています。

この体制整備により、11月1日から、濃厚接触者やCOCOAで通知を受けた方等を除き、発熱等の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状を有する方の受診方法が変わりますのでお知らせします。

つきましては、発熱時には下記1のとおりご対応いただくよう、貴機関所属の会員等へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1 発熱患者等の相談について

(1) 身近な医療機関での相談対応

発熱等の症状がある場合には、まずは地域の身近な医療機関に電話で御相談ください。地域の医療機関が、診療・検査を行なえない場合は、近隣の医療機関等を紹介します。

(2) 発熱患者専用ダイヤル等での案内

かかりつけ医等を持たず、相談する医療機関に迷う発熱患者等からの問合せに対応するため、発熱患者専用ダイヤル（0570-096-567）を設置します。

県民からの相談電話は、県内各地の「受診案内センター」に転送され、診療・検査を行なえる医療機関の案内を行います。

※受診に関すること以外の相談には、引き続き「熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（096-300-5909）」が対応します。

2 発熱患者等の診療・検査について

(1) 診療・検査体制について

臨床的に鑑別が困難な季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の診療・検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として指定します。

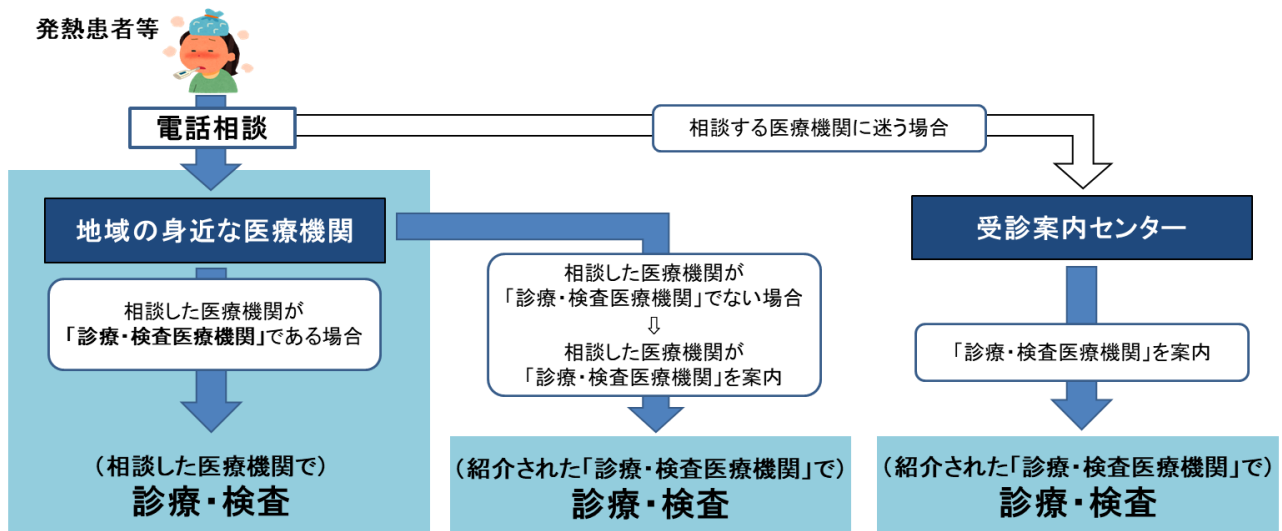
指定した医療機関のうち、防護具や抗原検査キットの配備等が完了するなど、発熱患者等を受け入れる体制が整った医療機関から、随時、発熱患者の診療等を開始しています。

(2) 診療・検査医療機関の指定状況について

発熱患者等の診療や検査を行う「診療・検査医療機関」として、10月30日までに557機関を指定しています。

3 全体スキーム

熊本県における発熱等の症状のある方の受診・相談体制



<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(熊本県健康福祉部健康危機管理課)
山田・田村
直通：096-333-2478 (内線 5935, 5934)